

3. 本市における課題

本市における前計画の課題を整理しました。

(1) 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり

- ◆自分らしく暮らせる知識の普及促進
- ◆地域社会への積極的な参加促進
- ◆介護予防や健康づくりへの支援

介護保険ガイドブックの作成や出前講座等を通じて、「地域包括ケアシステム」や「人生会議（ACP）」の周知・普及啓発に取り組み、高齢者アンケートによる ACP 認知度も 20%から 25%へと上昇しています。また、いきいき百歳体操等の住民主体の通いの場の支援を進めてきました。

一方で、制度や ACP の認知度は十分とは言えず、普及啓発の強化が必要です。また、就労やボランティア活動など社会参加機会の充実も求められています。

さらに、通いの場については、徒歩圏内での立上げや通えなくなった人が再び参加できるなど、継続的な参加を支援する仕組みも必要です。

加えて、自立支援・重度化防止の取組を推進し、加齢や疾病等により、できなくなったことが再びできるようになることを目指す考え方についての普及が必要です。

(2) 高齢者を互いに支えあう地域づくり

- ◆見守り体制の構築
- ◆生活支援サービスの充実
- ◆地域での多様な活動への支援

高齢者の見守り体制の構築にあたり、民生・児童委員による実態調査、老人クラブの訪問活動、民間事業者との見守り協定等により、支援が必要な高齢者の早期発見に取り組んできました。また、緊急通報システムや見守りタグの活用促進を進めています。今後も協力事業者の拡大等による見守り体制の充実が必要です。

また、生活支援コーディネーターを中心に地域ニーズの把握を進め、多様な主体と連携しながら支えあいの仕組みづくりを進めてきましたが、高齢化の進展や生活支援ニーズの多様化に対応するためには、さらなる体制の充実が必要です。今後は、地域資源の見える化に加え、人材の発掘・育成やマッチング機能の強化を図り、地域全体で支えあう仕組みの構築を進める必要があります。

さらに、老人クラブや民生・児童委員、町内会への出前講座、住民主体の生活支援活動への支援等を通じて、地域の支えあいを推進しています。一方で、住民主体による移動支援などの活動では、担い手の高齢化や人材不足により継続性が課題となっており、今後は持続可能な運営体制の構築や、こうした取組の継続・拡大に向けた支援のあり方を検討する必要があります。

（３）介護保険事業の円滑な管理運営

◆介護サービス基盤等の整備

◆介護サービスの適正な実施

本市では、介護サービス基盤等を整備するとともに、介護サービスの適正な実施に取り組んできました。

高齢者へのアンケート調査では、介護を受けたい場所は「自宅」（33.7%）や「介護保険施設」（20.7%）が多くなっています。また、人生の最期を迎えたい場所は「自宅」（42.6%）が最も多くなっています。いずれも前回調査と同様に、多くの方が住み慣れた自宅で暮らすことを望んでいることがうかがえます。

今後も中長期的な視点に立ち、被保険者数の推移や介護保険料負担額とのバランスを図りながら、高齢者が住み慣れた地域で自分の状況に応じた介護サービスを受け続けられるよう、介護サービス基盤等を整備していくことが必要です。

（４）高齢者が安心して暮らせるしくみづくり

◆地域包括ケア体制の深化・推進

◆認知症施策の推進・強化

◆介護者への支援の充実

◆安心して生活できる居住環境の整備

◆安全に暮らせる体制の推進

◆権利を守る取組の推進

高齢者の増加や課題の複雑化により、地域包括支援センターの業務負担が増していることから、人員体制の強化や業務効率化を図る必要があります。

在宅医療・介護連携は、支援者間の連携強化や ICT の活用、円滑な入退院支援、支援者の ACP 実践力向上等を進めていますが、今後は医療・介護が必要な在宅療養者が増加することからも、両者のさらなる連携強化が求められます。

地域ケア会議については地域課題の整理が進んでおり、今後は施策化につなげる機能強化が必要です。また、認知症については「新しい認知症観」の普及をはじめ、本人や家族の声を尊重し地域の中で安心して暮らせる仕組み等の整備が必要です。

介護者支援としては介護者のつどい等を通じた負担軽減と情報共有を図り、今後も継続が必要です。また、介護用品の支給・貸与については制度の継続のあり方の検討が必要です。

住まいの確保や移動支援、生活関連サービスの提供等に取り組んでいますが、今後も高齢化の進展に対応した支援体制の強化が必要です。

防災・防犯・感染症対策については、出前講座や個別避難計画の作成、関係機関との連携により安全確保を図っており、今後も実効性のある取組の強化が必要です。

虐待防止については地域包括支援センターを中心に早期発見・対応に取り組み、権利擁護については成年後見制度の周知・利用促進や終活支援等を進めていますが、今後は制度利用促進と多様なニーズへの対応が必要です。

（５）高齢者の明日を支える人づくり

◆介護や相談業務に携わる人への支援の充実

◆多様な地域主体への支援・連携

介護人材の確保と資質向上を目的として、市内の介護事業者や介護職員に対する研修受講費用の一部補助を実施しており、受講促進に向けた周知の強化が必要です。また、訪問サービスにおける２人体制への補助や、介護施設等における介護ロボット・ICT 機器導入支援を通じ、生産性向上と安全確保を図っています。今後は、介護人材不足の深刻化を踏まえ、県や関係機関と連携しながら人材確保・育成に向けた取組の強化が必要です。

あわせて、地域における支えあいの継続・拡大に向け、生活支援体制整備事業や社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成や受け皿の整備を進める必要があります。さらに、介護支援ボランティアポイント事業や地域支え合い活動への補助制度の創設により、活動の促進を図っていますが、今後は担い手不足に対応した持続的な仕組みづくりが必要です。

イラスト挿入予定

第3章 本計画の基本的な考え方

1. 基本理念

これまでは、団塊の世代が75歳に到達する2025年を一つの節目とし、その後も団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年頃までを見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの整備・推進に取り組んできました。

一方で、高齢化のさらなる進展や生産年齢人口の減少により、医療・介護ニーズの増加や介護人材不足の深刻化、地域のつながりの希薄化など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者一人ひとりの価値観や生活スタイルが多様化する中、支援を必要とする状態になっても、自分らしく暮らし続けられる地域づくりがこれまで以上に求められています。

加えて、地域のさまざまな主体が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに支える地域共生社会の実現も重要な課題となっています。

本計画は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年頃を見据えた中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステムの深化・推進を次の段階へ進めるための重要な節目となる計画です。

今後は、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる充実に加え、自立支援・介護予防の推進、認知症施策の充実、住民主体の支えあいや多様な地域資源の活用、介護人材の確保・育成などを一体的に進め、高齢者本人だけでなく、家族や地域全体で支えあう持続可能な地域づくりを推進していきます。

そこで、本計画では、前計画の理念を継承し、

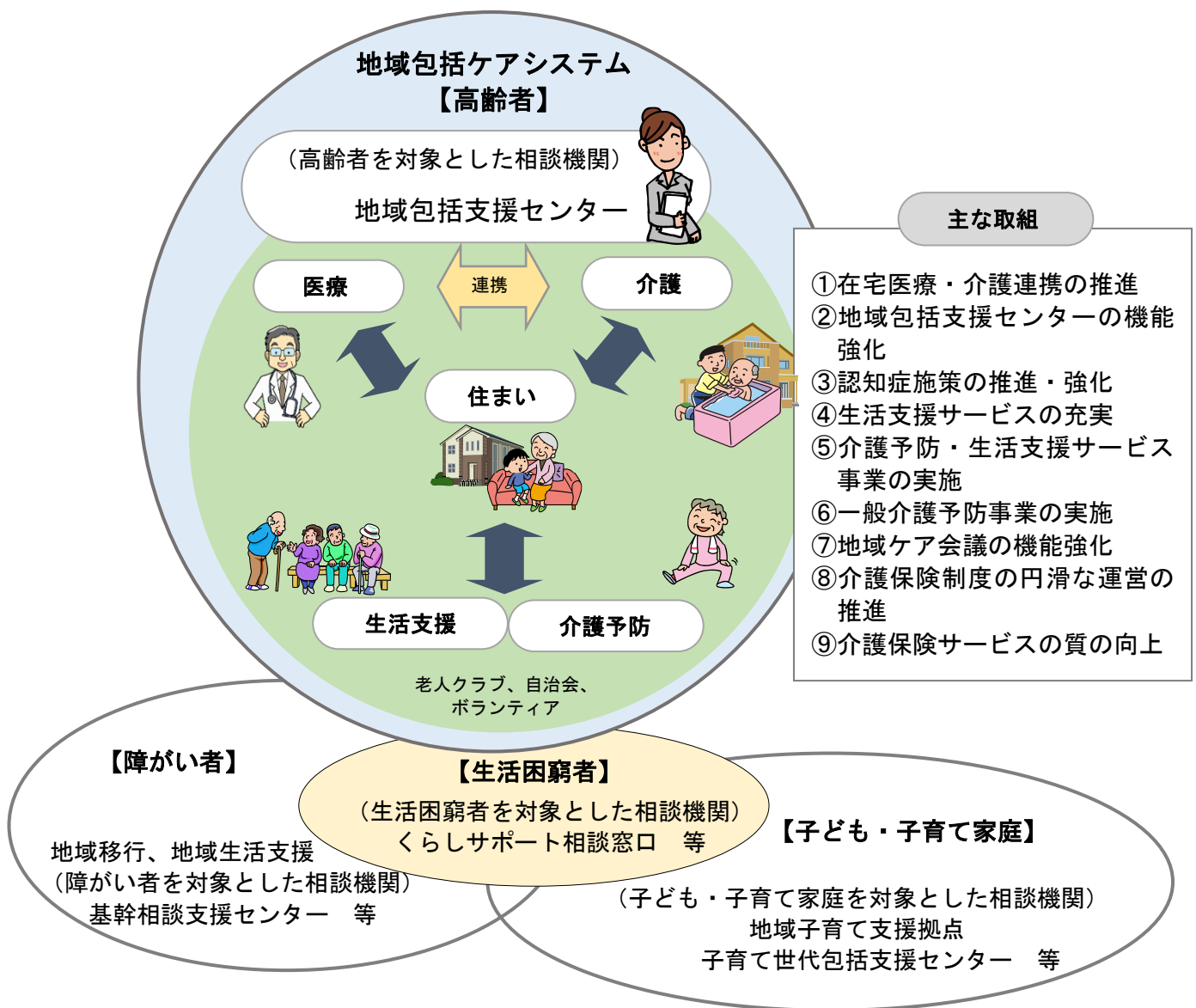
基本理念

住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

を基本理念として掲げます。

高齢者一人ひとりが健康で役割や生きがいを持ちながら、必要なときには適切な支援を受け、自分らしく安心して暮らし続けられる地域を目指すとともに、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けた取組を進めることで、高齢者をはじめ、市民一人ひとりの“ウェルビーイング”（身体的・精神的・社会的に満たされ、自分らしく幸せに暮らせる状態）の向上を目指します。

■地域共生社会の実現に向けた「地域包括ケアシステムを含む包括的支援体制」のイメージ



＜地域包括ケアシステムと地域共生社会の関係＞

「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要となっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制です。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

高齢者福祉施策における地域包括ケアシステムを、地域共生社会を実現するための包括的支援体制の一環と位置付けています。

2. 基本の考え方

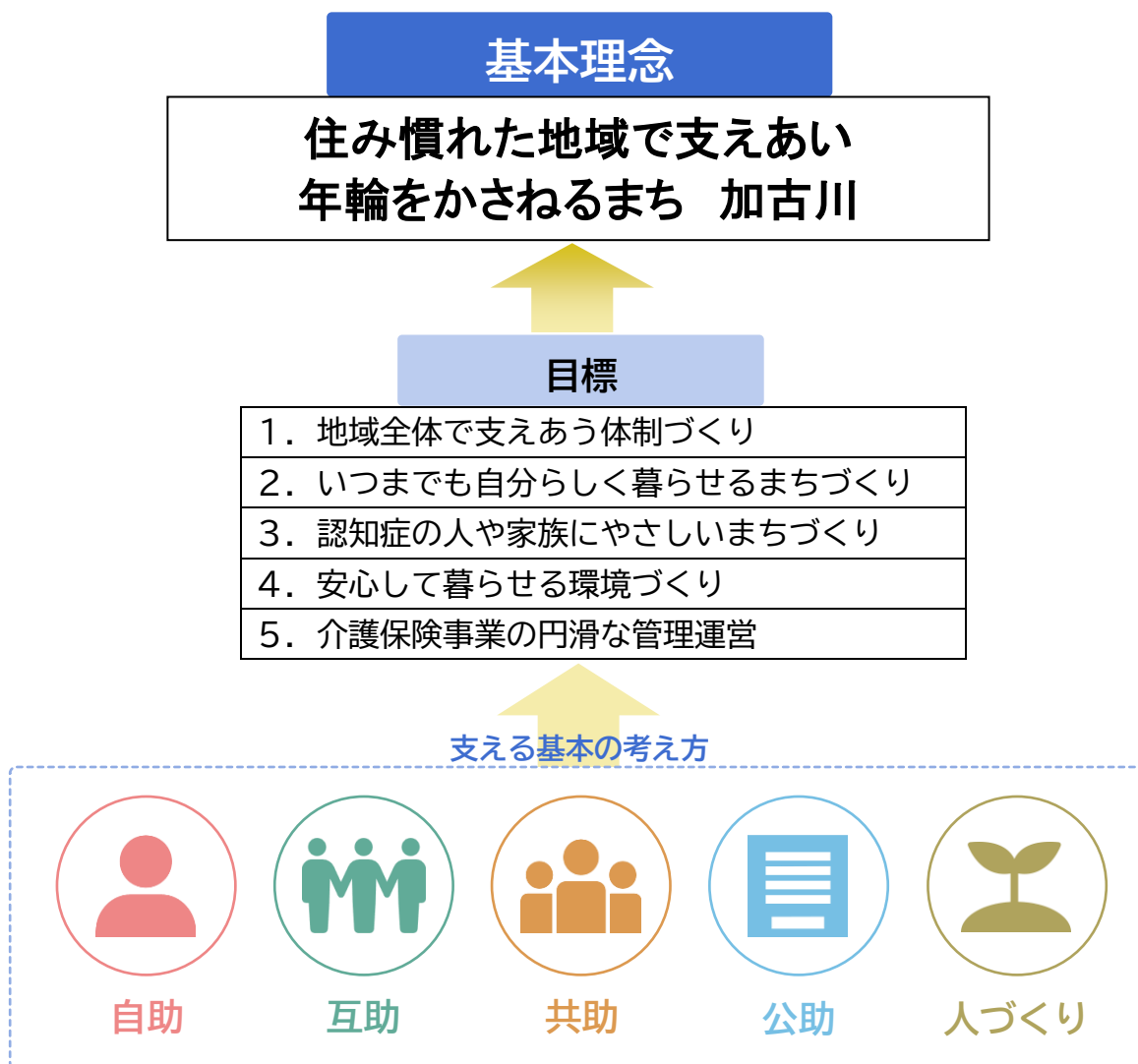
基本理念の実現に向け、地域包括ケアシステムが機能するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの「助」に加え、取組をより効果的に推進するため「人づくり」を含めた5つの視点が重要です。

本計画では、前計画に引き続き、「共助」「公助」といった公的な福祉サービスの充実や連携強化に加え、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防に主体的に取り組み、役割や生きがいを持って地域で暮らす「自助」、地域のネットワークの再編や多様な地域資源の創出、住民や地域の多様な主体が互いに支えあう「互助」も重視します。

さらに、地域における多様な支援の担い手を確保・育成する「人づくり」を進めることで、地域包括ケアシステムの実効性を高めます。

これら5つの視点を地域包括ケアシステムを支える基本的な基盤と位置づけ、各施策の目標を設定し、取組を推進します。

■地域包括ケアシステムにおける「自助」「互助」「共助」「公助」及び「人づくり」



3. 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの計画の柱（基本目標）を掲げます。

計画の柱 1 地域全体で支えあう体制づくり

地域包括ケアシステムの充実と推進を図るためには、高齢者が住み慣れた地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を、地域の実情に応じて強化していくことが必要です。

そのため、地域包括支援センターについては、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント機能の充実とともに、関係機関とのネットワーク強化を進め、地域包括ケアの中核機能の強化を図ります。

また、地域ケア会議の充実により、多職種による検討を通じて課題解決を図るとともに、資源開発、政策形成につなげる仕組みづくりを進めます。

さらに、在宅医療・介護連携の推進として、医療・介護の多職種連携を強化し、ICTの活用や入退院支援の推進、在宅看取りやACPの普及啓発等の取組に加え、今後の地域医療のあり方も見すえ、切れ目のない支援体制の構築を進めます。

加えて、住民主体の支えあいの仕組みづくりとして、生活支援コーディネーターやささえあい協議会と連携し、多様な人材の発掘・育成とあわせて生活支援の取組を推進します。また、ボランティアの発掘・育成・活動支援や地域資源の見える化とマッチング機能の強化を進めます。

これらの取組により、医療・介護の専門的支援から住民主体の支えあいまでが連動した支援体制の構築を図ります。

計画の柱 2 いつまでも自分らしく暮らせるまちづくり

高齢者が自身の状態や生活機能の変化に応じて適切な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の構築を目指します。

まず、介護予防・健康づくりの推進として、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施を進めるとともに、専門職との連携により早期からの取組や重度化防止を図り、住民主体の通いの場等をはじめ、地域における介護予防・社会参加の機会の充実を図ります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の充実として、新たに短期集中予防サービスの創設・展開を図り、リエイブルメント（再びできるようになる）の視点を取り入れた集中的支援により、生活機能の改善を促進します。あわせて、自立支援の考え方を地域全体に浸透させ、状態の維持・改善に向けた取組を推進します。

こうした取組を基盤として、高齢者が地域活動やボランティア活動、就労等へ主体的に参加できる環境を整備し、地域における多様な社会参加の促進を図ります。

これらにより、高齢者が役割や生きがいを持ちながら、自分らしく暮らし続けられ

る地域づくりを進めます。

計画の柱 3 認知症の人や家族にやさしいまちづくり

認知症の人や家族にやさしいまちの実現に向けて、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる地域づくりを総合的に推進します。認知症は「誰もがなりうる」ものであり、認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるという「新しい認知症観」の普及と認知症への正しい理解を推進します。

また、早期からの気づきや適切に医療や相談につながる仕組みを強化するとともに、家族等の介護者への支援も含めた切れ目のない支援体制の構築を図っていきます。

さらに、一人ひとりの個性と力を生かした社会参加を促進するとともに、地域全体が認知症を「自分ごと」として考え、認知症とともに生きるという意識の醸成を図り、共生社会の実現を目指します。

計画の柱 4 安心して暮らせる環境づくり

高齢者が安心して生活し、暮らし続けられる環境をつくるため、住まいや移動支援、防災・防犯対策といったハード面の整備・強化を行います。

また、在宅介護の需要が高まっている現状を踏まえ、高齢者だけでなく、介護する家族への支援も充実させ、暮らしやすい環境を整備することにより、一人ひとりの幸福感が高まるよう取り組んでいきます。

また、本人の希望を尊重した人生の最終段階の過ごし方について、理解を深める取組をいっそう進めるとともに、家族や地域の人たち、医療・介護分野で働く人たちが、本人との意思の疎通を深められる仕組みづくりを進めていきます。さらに、成年後見支援センターを核として、高齢者の権利を守る取組を強化していきます。

計画の柱 5 介護保険事業の円滑な管理運営

介護が必要な状態になっても、高齢者が一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護サービスを受けられるよう、介護サービス基盤等の整備に継続して取り組みます。

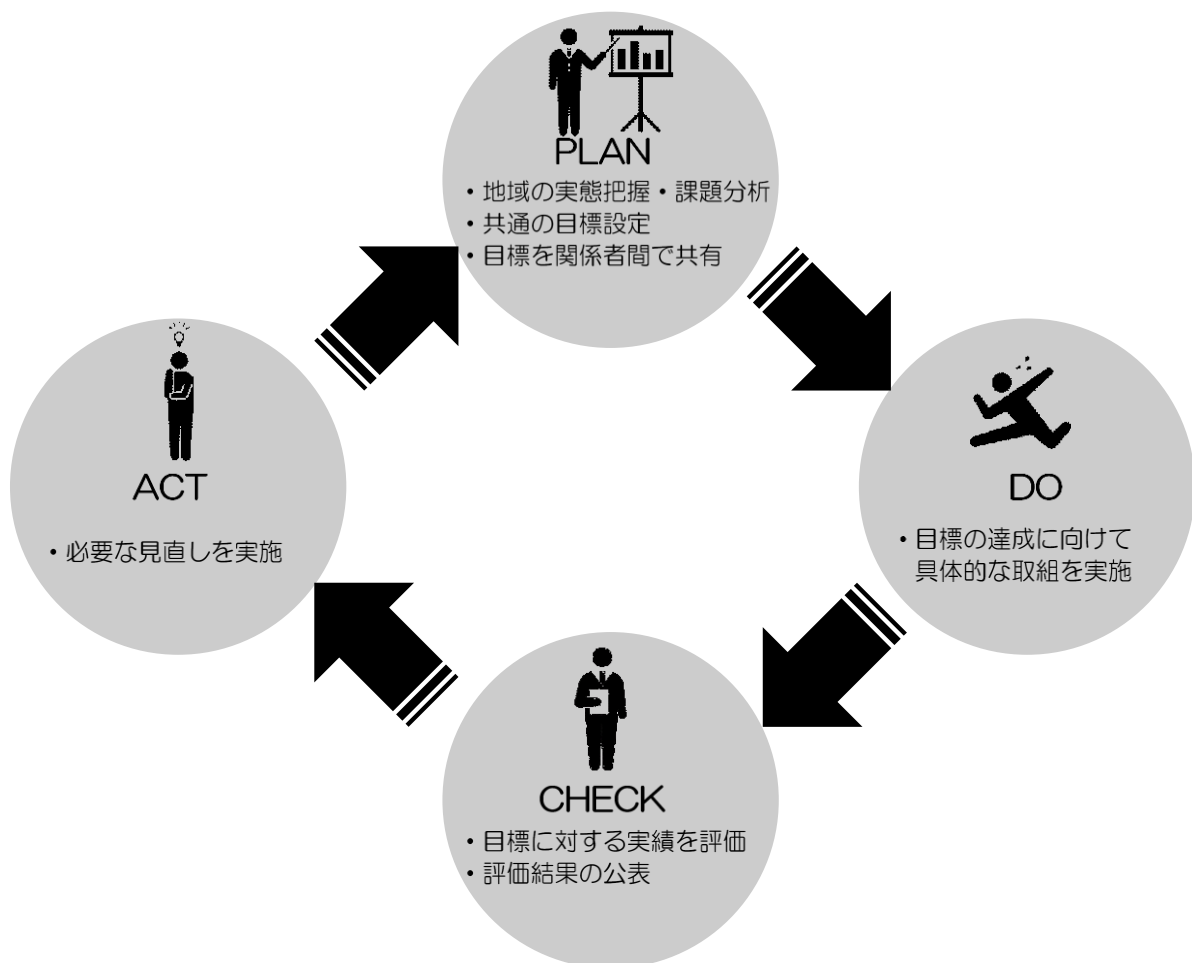
さらに、介護保険制度が持続可能な制度として円滑に運営されるよう、介護保険制度に関する知識の普及啓発に努めるとともに、公平・公正な介護保険サービスの提供を行うため、介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組み、介護保険制度の信頼を高めます。また、介護や相談に携わる人の育成を支援し、介護の仕事には、高齢者の人生と最期まで関わり、見守り、ともに生きがいを見出していくといった魅力があるということを発信し、積極的に介護に携わる人材の確保を目指します。

4. 計画の進め方

(1) 本計画の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、毎年度各事業に関する事務事業評価シートの作成や介護保険運営協議会での取組状況報告により、取組の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて事業内容等の見直しを行います。また、評価結果を公表することで、市民の意見も反映させながら、計画の着実な推進を図ります。

■PDCAサイクル

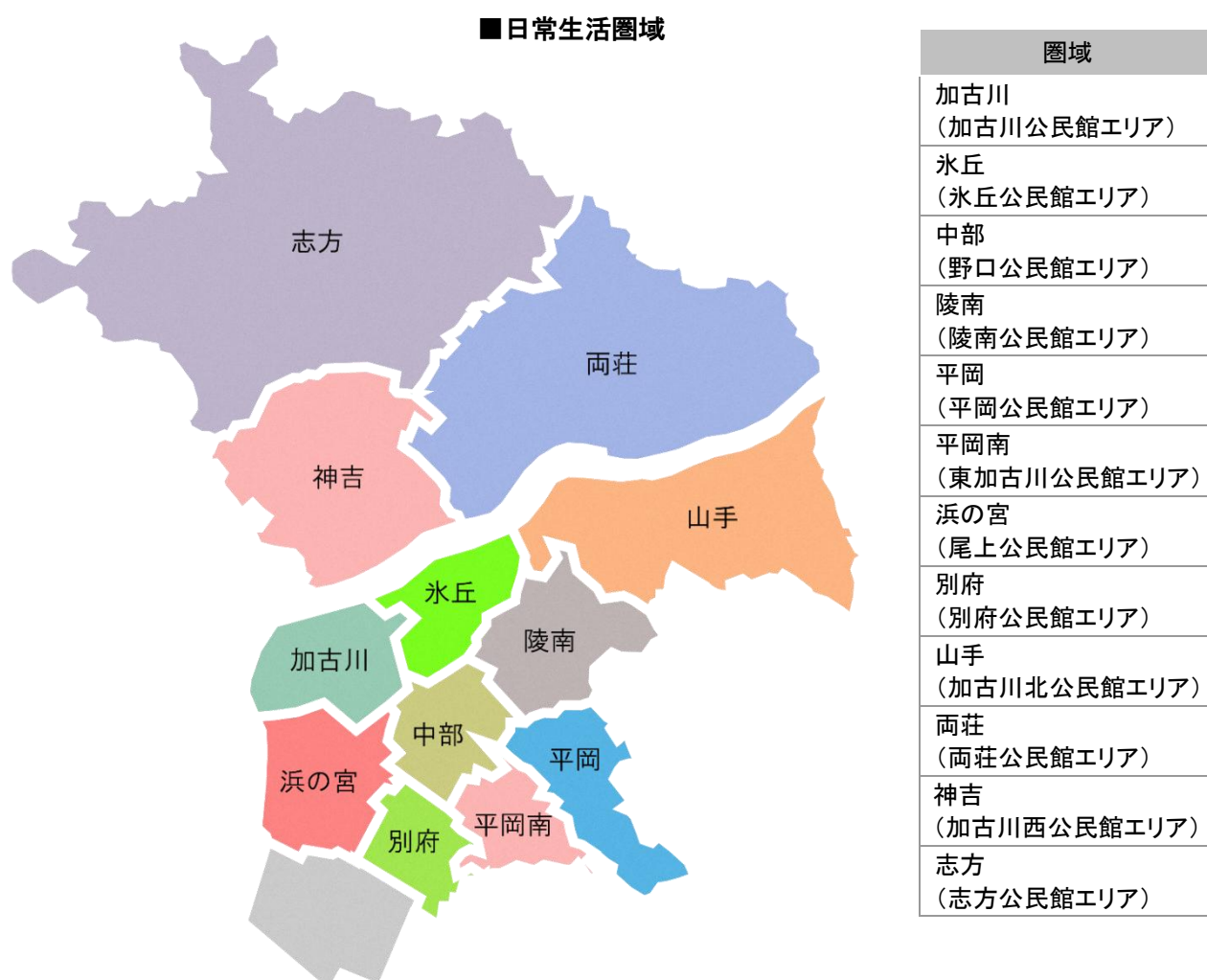


（２）日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活できるまちづくりを進めるためには、介護サービスの基盤整備や、健康づくり・介護予防などについて、地域特性に応じた、よりきめ細やかな取組が必要です。地域包括ケアシステムでは、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区が単位として想定されています。

以前から本市では、12 ある中学校区を広域的なコミュニティ活動の単位としてさまざまなまちづくりを進めています。また、同じく市内に 12 ある公民館は、市民の生涯学習の機会を提供するとともに、地域活動、地域交流の場として活用されています。介護保険の生活支援体制整備事業においても、この「12」という単位を基本にささえあい協議会を設置し、さまざまな地域課題について協議し取組を進めています。

これらのことから、前計画に引き続き日常生活圏域を 12 ブロックで進めていきます。



第4章 施策の展開

計画の体系

5つの基本目標のもと、以下の体系で施策を展開していきます。

